

様式第十二号(第十条の十二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (元号)〇〇年〇月〇日	
山口県知事	様
申請者 住所 山口県〇〇市△△町1番1号 氏名 株式会社〇〇産業 代表取締役 山口太郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 083-933-×××× FAX 083-934-××××	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	燃え殻(カドミウム又はその化合物・・・を含むことにより有害なものに限る。) 汚泥(水銀又はその化合物・・・を含むことにより有害なものに限る) 廃油(揮発油類、灯油類、軽油類又はトリクロロエチレン・・・を含むことにより有害なものに限る。) 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、水銀又はその化合物・・・を含むことにより有害なものに限る。) 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は、水銀又はその化合物・・・を含むことにより有害なものに限る。) 廃石綿等 感染性産業廃棄物 ※別紙に記載することでも可。 (記載例①もしくは②参照) 以上7種類 積替・保管を含む。 ※アンダーライン部の記入漏れに注意。
事務所及び事業場の所在地	事務所 山口県〇〇市△△町1番1号 電話番号 083-933-XXXX
	事業場 山口県××市〇〇町3丁目4-5 電話番号 0835-32-XXXX
事業の用に供する施設の種類及び数量	普通トラック 山口100あ 1000 積載量2t キャブオーバーンコンテナ車 山口100あ 2000 積載量6800kg(保冷車) ダンプ 山口100い 2000 積載量10t タンクローリー車 山口 88う 1100 積載量11t ふた付きドラム 200ℓ 30本 袋 1m <sup>3</sup> 10袋 ペール缶 20ℓ 10缶
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	積替・保管場所：□□市〇〇町大字△△1000番地 面積：〇〇m <sup>2</sup> 種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、・・・ 保管上限：〇〇m <sup>3</sup> 高さ：〇m ※該当がない場合「該当なし」と記載。
※ 事務処理欄	

## (第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名		許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	
	下関市		第07500000×××号	
	福岡県		(元号)〇年〇月〇日申請	
申請者(個人である場合)				
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍		住所
		住		所
(法人である場合)				
(ふりがな)名称	住		所	
かぶしかいしゅ00さんぎょう 株式会社〇〇産業	山口県〇〇市△△町1番1号			
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)				
(個人である場合)				
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍		住所
		住		所
(法人である場合)				
(ふりがな)名称	本籍		住所	
※該当がない場合「該当なし」と記載		住		所
役員(法定代理人が法人である場合)				
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍		住所
	役職名・呼称	住		所
役員(申請者が法人である場合)				
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍		住所
	役職名・呼称	住		所
やまぐち たろう 山口太郎	昭和12年3月3日 代表取締役	山口県〇〇市△△町3丁目300番地 山口県××市〇〇町3丁目100番地		
やまぐち じろう 山口次郎	昭和19年5月3日 取締役	山口県〇〇市△△町3丁目300番地 山口県××市大字〇〇600番地		
ちようしゅういちろう 長州一郎	昭和22年3月2日 監査役	山口県□□郡〇〇町大字××800番地 山口県〇〇市大字××200番地		
		※住民票記載のとおり記入のこと。 (「同上」等で記載しないこと)		

## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の総数	100株		出資の額	1000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
やまぐち たろう 山口 太郎	昭和12年3月3日	40株	山口県〇〇市△△町3丁目300番地	
		40%	山口県××市〇〇町3丁目100番地	
やまぐち じろう 山口 次郎	昭和19年5月3日	40株	山口県〇〇市△△町3丁目300番地	
		40%	山口県××市大字〇〇600番地	
			※住民票記載のとおり記入のこと。	
かぶしきがいしゃ△△ 株式会社△△		20株		
		20%	山口県△△市□□町1番1号	
			※法人登記簿記載のとおり記入のこと。	

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
該当なし		

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

## 記載例①

(別紙)

### 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

#### 燃え殻

(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

#### 汚泥

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

#### 廃油

(揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

#### 廃酸

(水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

#### 廃アルカリ

(水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

#### 廃石綿等

#### 感染性廃棄物

以上 7 種類

積替・保管を含む。

記載例②

申請書第1面に係る事業の範囲（別紙）

1 事業の区分（次のいずれかに○印等を記載すること。）

収集運搬（下欄のどちらかに○印）

積替え・保管を（含む）・除く）

2 特別管理産業廃棄物の種類（許可申請を行う特別管理産業廃棄物についてのみ○印を付けること。）

特別管理産業廃棄物の種類	申請対象に○印	特別管理産業廃棄物の種類	申請対象に○印		
廃油（揮発油類，灯油類，軽油類）	○	特定有害産業廃棄物等	申請対象に○印		
廃酸（pH2.0以下のもの）	○				
廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	○				
感染性産業廃棄物	○				
				廃PCB等	×
				PCB汚染物	×
		PCB処理物	×		
		廃水銀等	×		
		廃石綿等	○		

その他の特定有害産業廃棄物等

	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん
	申請対象に○印	申請対象に○印	申請対象に○印	申請対象に○印	申請対象に○印	申請対象に○印	申請対象に○印
水銀又はその化合物		○		○	○	×	×
カドミウム又はその化合物	○	○		○	○	×	×
鉛又はその化合物	○	○		○	○	×	×
有機燐化合物		○		○	○		
六価クロム化合物	○	○		○	○	×	×
砒素又はその化合物	○	×		○	○	×	×
シアン化合物		×		○	○		
PCB		×		×	×		
トリクロロエチレン		×	○	○	○		
テトラクロロエチレン		×	○	○	○		
ジクロロメタン		○	○	○	○		
四塩化炭素		○	○	○	○		
1, 2-ジクロロエタン		○	○	○	○		
1, 1-ジクロロエチレン		○	○	○	○		
シス-1, 2ジクロロエチレン		○	○	○	○		
1, 1, 1-トリクロロエタン		○	○	○	○		
1, 1, 2-トリクロロエタン		○	○	○	○		
1, 3-ジクロロプロペン		○	○	○	○		
チウラム		○		○	○		
シマジン		○		○	○		
チオベンカルブ		○		○	○		
ベンゼン		○	○	○	○		
セレン又はその化合物	○	○		○	○	×	×
1, 4-ジオキサン		×	×	×	×		×
ダイオキシン類	×	×		×	×		×

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

許可を受けた特別管理産業廃棄物(7種類)について事業者から運搬の委託を受けた場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく契約を締結し、排出事業者から manifests の交付を受け指定された許可処分業者の事業場に運搬する。積替・保管を行う場合は、許可を得た施設において保管基準を遵守し、事業を行う。

2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

	特別管理 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名 称及び所在地 (処分場の名称 及び所在地)
1	廃油	10m <sup>3</sup> /月	液状	(有)□△産業 ××市○○町△丁 目○番地	□□市○○町大字 △△1000番地	(株)○○興業 △△市大字○○ 300番地
2	廃酸	5m <sup>3</sup> /月	同上	同上	同上	同上
3	廃アルカリ	5m <sup>3</sup> /月	同上	同上	同上	同上
4	感染性廃棄物	1m <sup>3</sup> /月	固形	医療法人○○病院 △△市○○町×丁 目○番○号	なし	××総業(株) ××市○○町× 丁目○番地
5	汚泥	10m <sup>3</sup> /月	泥状	(有)□△産業 ××市○○町△丁 目○番地	□□市○○町大字 △△1000番地	(株)○△化学工業 ○○市××町○ ○番 △△号
6	燃え殻	1m <sup>3</sup> /月	固形	○○焼却炉設置事 業場	なし	(株)××精鋼 ○○市大字×× 10番地
7	廃石綿等	1m <sup>3</sup> /月	同上	○○建設現場	なし	同上
8				※申請書第1面との整合をとる		
9						
10						

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	普通トラック	山口100あ1000	2, 000	車検証の記載内容 ※申請者と異なる場合は別途使用権原が分かる書類を添付	
2	キャブオーバー コンテナ車	山口100あ2000	6, 800	〃	保冷車
3	ダンプ	山口100い2000	10, 000	〃	
4	タンクローリー車	山口88う1100	11, 000	〃	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地		山口県〇〇市△△町1番1号			
駐車場の所在地		山口県××市〇〇町3丁目4-5 ※ 付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称		用途	容量	備考	
蓋付きドラム缶A		廃油、汚泥	200ℓ × 15缶		
蓋付きドラム缶B (ケミカルドラム)		廃酸、廃アルカリ	200ℓ × 15缶		
袋		廃石綿等	1m <sup>3</sup> × 10袋		
ペール缶		感染性廃棄物	20ℓ × 10缶		

(3) 積替施設又は保管施設の概要

① 保管上限 =  $\square\square\text{m}^3$

② 1日当たりの平均的な搬出量 =  $\nabla\nabla\text{m}^3/\text{月}$  (1ヵ月の搬出量)  $\div$  22日 (平均的な1ヵ月の営業日数)  
=  $\square\square\text{m}^3/\text{日}$

③  $\textcircled{2} \times 7 = \triangle\triangle\text{m}^3/7\text{日}$

④  $\textcircled{1} < \textcircled{3}$

故に①の数值が③ ( $\textcircled{2} \times 7$ ) の数值より小さいため、基準に適合する。

※該当がない場合「該当なし」と記載。

※1ヵ月の搬出量について、添付書類第1面の運搬量の合計と整合をとること。

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。



4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守して収集運搬を行うため、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の特別管理産業廃棄物収集運搬課程を修了した者を業務の統括管理する者として選任し、業務に従事する従業員を監督させる。
  
- ② 収集運搬業務において法令上必要な次の事項を行う。
  - ・ 排出事業者との書面による委託契約
  - ・ 運搬毎に交付を受けたマニフェストの記載、返送及び保管
  - ・ 運搬上の法令基準の遵守
  - ・ 特別管理産業廃棄物の積替保管上の基準の遵守
  
- ③ 車両毎の用途  
普通トラック 山口 100 あ 1000 2t  
キャブオーバーコンテナ車 山口 100 あ 2000 6,800kg  
ダンプ 山口 100 い 2000 10t  
タンクローリー車 山口 88 う 1100 積載量10m3  
にて、許可を受けた特別管理産業廃棄物の収集運搬を行う。
  
- ④ 業務時間 午前8時から午後5時まで
  
- ⑤ 休業日 土曜日、日曜日及び祝日

従業員数の内訳

(元号) ○年○月○日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3 人	0 人	0 人	5 人	3 人	1 人		12 人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

※以下は例示であり、各申請者の事業形態・計画に応じ記載すること

(1) 運搬に際し講ずる措置

① 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにする措置

- ・ 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないような運搬車両（4台）を用いる。
- ・ 必要に応じシートで覆う。
- ・ 液体状（粉状）の特別管理産業廃棄物を運搬する際は専用容器（別添写真参照）を用いる。

② 収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないようにする措置

- ・ 環境保全上支障がないよう措置を講じ、問題が発生した場合、直ちに運搬を止め、対処した後に運搬する。

③ 廃石綿等は「石綿含有廃棄物処理マニュアル」に従って収集・運搬を行う。

④ 感染性廃棄物は「感染性廃棄物処理マニュアル」に従って収集・運搬を行う。

⑤ 廃水銀等は「水銀廃棄物ガイドライン」に従って収集・運搬を行う。

⑥ PCB廃棄物は「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に従って収集・運搬を行う。

〔※必要に応じて、「石綿含有廃棄物処理マニュアル」、「感染性廃棄物処理マニュアル」、「水銀廃棄物ガイドライン」、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の該当部分を詳述すること。〕

(2) 積替・保管施設において講ずる措置

① 飛散・流出措置

- 周囲に囲いを設ける。
- 専用容器にて保管する。

② 地下浸透防止措置

- コンクリート張りの地面とし、ピットに雨水等を集める構造とする。

③ 悪臭発生防止措置

- 蓋付き専用容器にて保管する。

④ 害虫発生防止措置

- 定期的に駆除剤を散布する。

⑤ 火災発生防止措置

- 消火器を設置し、未然に発生を防止するよう日常点検を行う。

⑥ 積替保管場所の表示

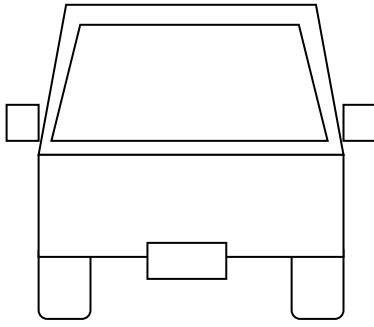
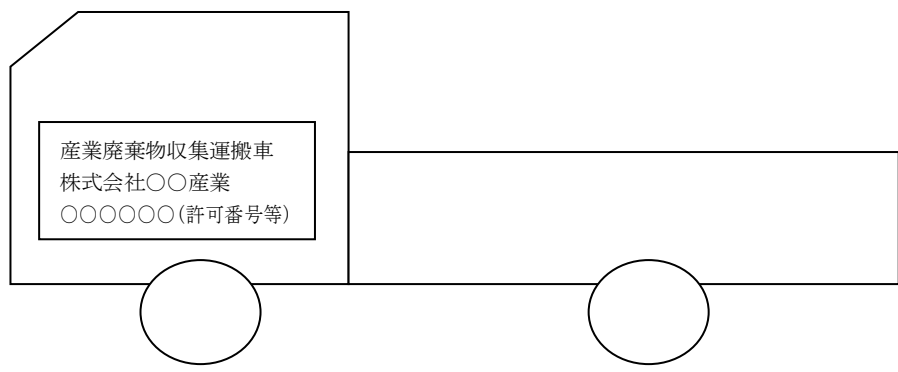
- 積替保管する特別管理産業廃棄物の種類、管理者の氏名、事業所の名称及び連絡先、最大保管量、積み上げ高さを表示した縦横60cm以上の掲示板を設置する。

⑦ 積替保管に係る作業時間

- 車両への積替は、午前8時から午後5時までとする。

※該当がない場合「該当なし」と記載。

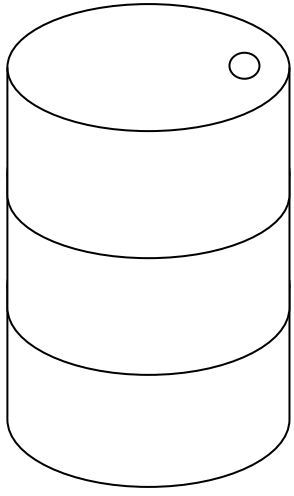
(第6面)  
運搬車両の写真

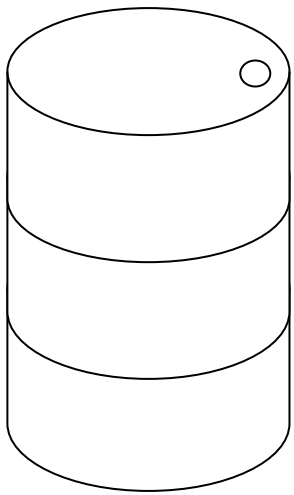
自動車登録番号又は車両番号	普通トラック 山口 100 あ 1000 2t
前面写真	 <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車両の前面（真正面）を撮影すること。</li><li>・ナンバープレートが確認できること。</li></ul>
側面写真	 <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車両の側面（真横）を撮影すること。</li><li>・名称等の車体の表示が確認できること</li></ul> <p>（既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、 「会社名（事業者名※屋号不可）」、「許可番号等（許可番号の下6けた）」）が 表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。）</p> <p>撮影 (元号) ○年○月○日</p>

※車検証に関する注意事項

令和5年1月4日以降に登録された車両については、電子車検証のコピーを添付すること（自動車検査証記録事項等の添付は要しません）。

(第7面)  
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	蓋付きドラム缶A	用途	廃油、汚泥
			
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	(元号) ○年○月○日

運搬容器等の名称	蓋付きドラム缶B	用途	廃酸、廃アルカリ
			
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	(元号) ○年○月○日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資金の総額	【パターン1】事業の開始に資金を要しない場合 「土地、事務所、運搬車両を既に保有しているので、新たな事業開始資金は必要としません。」と記載 (下記項目の記載を省略) 【パターン2】事業の開始に資金を要する場合 (例: 施設等を借受) 総額を記載 (下記の項目に対して詳細に記載すること)	
	土 地	
	事 務 所	
	収集運搬車両	10,500
	積替保管施設	7,300
調 達 方 法	自 己 資 金	5,300
	借 入 金	12,500
	(借入先名)	〇〇銀行 △△支店
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(第9面)

## 資産に関する調書(個人用)

(元号)〇年〇月〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価 格、金 額 (千円)
現金預金	〇〇銀行	普通預金	2,000
有価証券			
未収入金	※具体的に記述	※具体的に記述	1,000
売掛金			
受取手形			
土 地	※具体的に記述	※具体的に記述	10,000
建 物	※具体的に記述	※具体的に記述	5,000
備 品			
車 両	運搬車両	2台	2,000
そ の 他			
資 産 計			20,000
負債の種別	内 容	数 量	価 格、金 額 (千円)
長期借入金	※具体的に記述	※具体的に記述	20,000
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			20,000

(第10面)

## 誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

(元号) 〇年〇月〇日

山口県知事

様

住所 山口県〇〇市△△町1番1号

氏名 株式会社〇〇産業

代表取締役 山口太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)